京都市告示第　９６号

　京都芸術センターの指定管理者である公益財団法人京都市芸術文化協会から，京都芸術センター条例第４条ただし書の規定に基づき，京都芸術センターの臨時休所について次のとおり申請があったため，これを承認します。

　　平成３１年　４月１９日

京都市長　　門　川　大　作

　京都芸術センターについて，平成３１年5月９日（木）及び同月１０日（金)，同年８月１４日（水）及び同月１５日（木)，同年１２月２５日（水）から同月２７日（金）までを臨時休所とする。

（理由）

　当該期間に，施設のメンテナンスを行うため

（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）